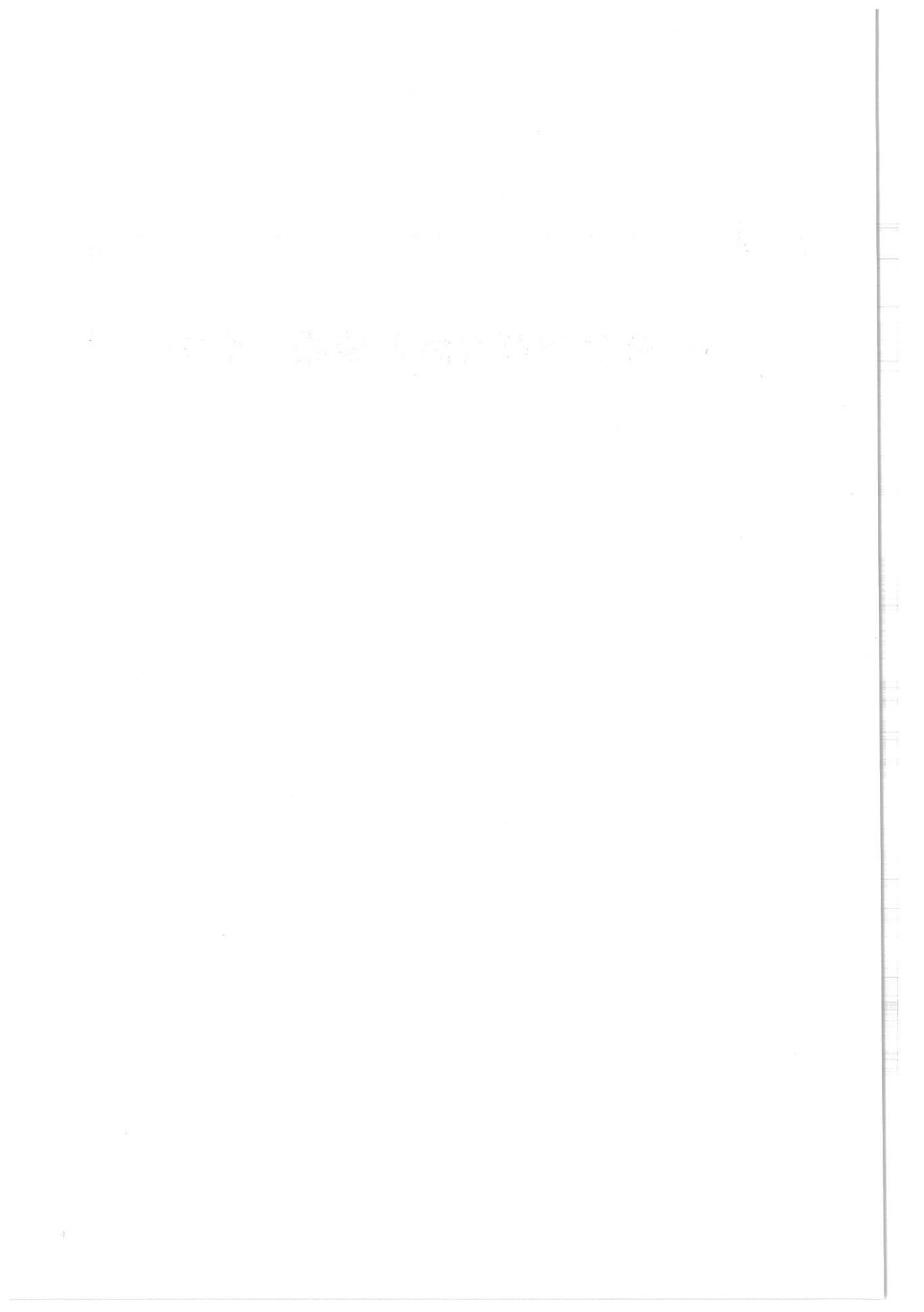


II

社会教育計画と施設づくり



Ⅱ 社会教育計画と施設づくり

はじめに

行政内部において、公式に公民館建設が取りあげられたのは昭和41年のことである。この年、社会教育委員会で、行政が社会教育をすすめるための条件、職員の増員・施設の整備が問題となった。

この時期、文化・学習活動は、主として現市役所第2庁舎になっている生活改善センターで行われていたが、狭いうえ、成人式を機会に出来た青年のグループの増加などによって、活動の場がなくなってきた。青年団体のリーダー研修会のなかで、施設の問題が毎年同じように取りあげられた。

昭和45年、福祉会館が建設され開館するが、当時慢性的に不足の社会教育施設を当面この中に確保しようということで、2Fに図書館、視聴覚室、3Fにホール、会議室等という形で、約700m²程度が確保された。この時、社会教育係が管理するかどうかで問題となったが、全体的条件が未整備の段階では無理という結論で、運営にだけタッチする形となった。

昭和47年からの市民体育館建設計画についても社会教育係が携わったが、この時の基礎的な考え方は、単に体育館ではなく、文化センター的な考え方であった。それは、スポーツが人間生活の一部であり、文化的な活動とスポーツは切り離せるものではない。スポーツをし、本を読み、集い、といった機能の中で全体的な人間性を形成する必要があるという考え方である。また“観る”スポーツより“やる”スポーツへの考え方も大切にされた。従って、図書館、集会室、児童体育室等、使う人の立場にたった施設となった。この段階で、福祉会館社会教育施設と体育館とでかなり急速に多くの文化活動が展開した。

市民会館・公民館構想は昭和48年段階で、理事者及び市民（公民館をつくる会及びその前身の青連協内の施設研究会）の中で出来つつあった。社会教育委員会は昭和49年の初めから、福生市社会教育基本構想づくりという形で、この問題に取り組んで来た。また、市行政の基本的考え方も、昭和48年度からのコミュニティ研究プロジェクトチーム、それに引き続く福生市社会教育基本構想によって明らかにされてくる。

第1段階の計画は、昭和49年4月、全国の昭和45年以降建設の市民会館調査及び全国公民館連絡協議会の資料に基づき、市民文化会館資料としてつくられた。この段階での総体的な文化社会教育施設計画は、細部で若干変更をされたが、現在の施設設置計画の基となっている。

1. 社会教育計画とその施設計画策定

(1) 福生市コミュニティ施設研究による計画から

昭和48年時点において、全国市町村の間ではコミュニティについての関心が急速に高まり、コミュニティについてどう取り組んで行くかを行政の課題とするようになった。そこで、福生市においてもこのことに対処すべく、また、これに基づく学習等供用施設の計画、配置に関する研究が課題となった。そこで、昭和48年11月から14回にわたる福生市コミュニティ研究会が開かれ、昭和49年7月「福生市のコミュニティづくりはどうあるべきか」というかたちで報告書が出された。この中に社会教育施設が位置づく事になる。以下、社会教育施設に関連した研究計画について記す事とする。

「施設に対する意見のまとめ」から

コミュニティは、市民のコミュニケーションをはかるものであるから、原則として複合施設であることがのぞましい。また、学校など既存の施設の合理的な利用を見直す必要があろう。以下、各々の施設についての考えを集約すると次のとおりである。

① 学習等供用施設

(イ) 必要数=性格は、児童館、図書館、地区公民館、地区老人施設等の性格であるが、次の理由によりその必要数は1小学校区1とする。(ロ) 東京都は学童保育所のあり方として、今後児童館に統合することを打ち出している。(ハ) 学校教育においては=学校プール、また学校のクラブ活動を切り離す方針が打ち出されており、今後は校外活動が問題となるが、当然指導者の問題もあり、児童館を中心とした児童生徒のクラブ活動が考えられるうこと。(ニ) 小学校区は子どもの足のとどく限りということであり、主婦や老人など利用しやすいこと。また、小学校を中心にPTA活動をはじめ、さまざまの市民活動も行われており、地区活動の拠点として利用しやすいこと。

(ホ) 位置づけ
本基市民会館
中央公民館
中央図書館
老人福祉センター

福生地区館
熊川地区館

学習等供用施設
町会

ただし、福生地区館、熊川地区館建設のさいはこの中に併合する。建設位置については、先に述べたように小学校の近くがのぞましい。—後略—

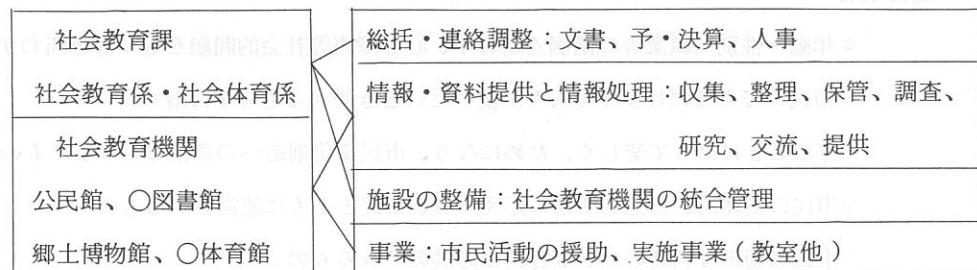
- ② 小中学校の体育館、プールの一般開放を考える。
- ③ 中央児童館の活動は、中央図書館、中央公民館で行うこととし、建設は行わない。
- ④ 地区老人福祉センターについては、地区会館に含める。 ⑤ 身体障害者施設
- ⑥ 市民会館は公民館と併合したものを建設する。
- ⑦ 現在の福祉会館内の学習等供用施設は文化会館が建設され次第、その機能を移し、福祉会館は福祉本来のものにする。
- その他 ⑧ 幼稚園、保育園 ⑨ 医療機関 ⑩ 運動公園等 ⑪ 子どもの遊び場
 ⑫ 幼児用プール ⑬ 庁舎 ⑭ 日常生活身近な施設 ⑮ 小中学校、幼・保園等
 必要数 は略。以上コミュニティの意味、福生市の状況、行政の対応などの検討のうえに
 このことが打ち出される事となった。

(2) 福生市社会教育基本構想の策定から

福生市における社会教育は、昭和40年代後半から急速な変化をしつつあった。社会教育が“人間”に関するものであり、経済・社会の急激な変化に対応するものである以上、その変化を抜きにしては考えられないが、社会教育が“教育”である以上、基本的な考え方は普遍のものであり市民の共通のものとして理解されなければならない。また、市民体育館開館以後、行政条件の整備で最もおくれているところは、文化（公民館・博物館・図書館）活動の分野であった。このために、社会教育委員会は昭和49年4月から12回1年半余りをかけた審議の結果を、福生市の「社会教育基本構想」の中間報告という形で、昭和50年12月に打ち出すこととなった。報告は、社会教育と現代、社会教育行政の理論、福生市の状況、福生市における社会教育活動の歴史、福生市における社会教育活動の現状と課題、ほか広範にわたるが、ここでは“社会教育行政の課題”について一部見ておくこととする。

① 社会教育行政の機構

教育委員会事務局（社会教育課）と社会教育機関の機能的独立による構造と役割



②社会教育機関の体系

社会教育機関とは、施設設備があり職員がいて、その機関本来の機能が果たせる。

◎社会教育機関がもつ意味は“市の文化の象徴”として、市民・市外への無形の作用を及ぼし、そのあり方が様々な影響を与える。特に、その存在が市民社会における市民の結合を象徴しよう。

市民が集会・交流・連携・情報交換・レクリエーションする拠点として、市民の大学（市民の学習活動）として、文化の受容と市民文化創造の場として、機関は機能する。

◎施設の体系化の前提是、次の指標を設定。

- 人口 将来人口 6,500人 人口密度 8,706人（1ヘクタール）
- 面積 現行面積 7,395ヘクタール（横田基地を除く）
- 配置 コミュニティの標準指標として小学校区をとり、町内会自治組織の固有の役割の上段階に、行政がかかわって市民とともに創り出すコミュニティとする。これにより、半径 500m 距離内に 1 の公共施設が確保されることとなる。配置計画に当っては、必要な機能がどのように市民の手に届くかを中心に検討するものとする。
- 経費 用地・建設・管理・職員・事業の所要経費は、基本的な機能が市民の手に届くことが絶対条件であり、それをもとに最少の投資で最大の効果をあげる必要がある。それらは、市民の税金によるものである以上、サービスの質と量対市民の税負担配分の選択の中で決定されていく事項である。
- 複合 この問題は、基本機能を阻害しない範囲で複合化を考える。それは、市民にとって、そこに行けば多様な要求に応えてくれるという意味での総合化＝コミュニケーション機会の拡大＝をもたらすこと。また、運営方法によっては、管理経費面での合理化をもたらすものである。

• 運営原則

- 年齢・性別・職業等の階層を問わず、心身障害等社会的問題をもつ等を問わず、市民のできるだけ多くの人々が使いたいとき使えるものを目指す。
- 来ることによって楽しく、ためになり、市民文化創造への意欲のたかまるもの。
- 市民の主体的、自主的活動に応えられ、市民とともに運営されるもの。
- 市民に適正な判断のできる資料の提供のできるもの。

このような視点から、社会教育機関の体系を考える。

以上のことから“社会教育機関・施設体系”が打ち出されるとともに、職員の体系・活動内容（事業）の体系が出され、公民館・図書館・郷土資料館・体育活動に関し、研究されたものである。

(3) 福生市民文化会館計画

上記(1)(2)の計画化にもとづき、市民会館・公民館の実現にむけてその第一段階として、昭和49年5月には、全国の市民会館調査と全公連資料により、福生市民文化会館資料がつくられる事となった。以下、その全体の集約である。

1. 設置の背景

- (1) 都市化 工業化・・・産業構造の変化、人口の流動、賃金労働者化
都市生活化・人間関係の合理化（目的的人間関係、自由な生活、コミュニケーション過程の変化）

- (2) 市民意識の今後の方向
ア) 都市生活化した意識がすすむ（合理的、権利意識、要求の分化等）
イ) 自治への関心の高まり（市民参加と市民協力）

2. 施設の意味

- (1) 都市における“広場”・・・市民社会における結合の象徴・・・の1つである。
— 基本構想・社会教育機関の意味と同じ —
- (2) 市民一人ひとりにとって
ア. そこに行けば交流し、情報交換ができる。 イ. そこに行けば集団活動ができる。
ウ. 集団で学習できること。 エ. 系統的な学習ができる。
オ. 文化的受容と創造への参加ができる。

3. 本市の公共施設

文化施設の後発性 施設の全体計画（別紙）

福生市における文化施設（公的な社会教育機関）は、全国レベルの中でアンバランス。

- a. 体育施設 都指標より高い
- b. 図書館 都指標より低い
- c. 公民館 なし
- d. 資料館 なし

4. 施設の性格

- (1) 市民会館的性格・・・市民等に広く開放され、市民等の集会・交流・対話・芸術文化の鑑賞のできる施設（内容等規制なしの貸し館中心施設）。

(2) 公民館的性格・・・市民に広く開放され、市民側からの利用と館自体の主催事業の
できる施設（社教法に基づく公民館施設）

(3) 上記性格及び機能が、市民のもの、市民全体のものとして利用できるように考える。
殊に、弱者（身障者、老人、幼児をもつ婦人等）の問題。

5. 施設の姿

(1)考え方 ア. 市民の誰もが入り易いもの（入ることが楽しい、ためになる、憩える、
安定する—安らぎと希望—）

イ. 市民自身のもの（使い易さ、いごこち、—わたしたちのもの—）

ウ. 一人ひとりの要望がかなえられる。（要望に応えられる施設設備職員
—何でもできる—）

(2)建物・設備 ア. 市民が自らできる部分は、自らできるように。

イ. 多様な要望にできるだけ専門的に応えられるように（やる者の工夫によ
って応えられる）

(3)職員 市民のための職員（要求を聞き、指導する）

専門的要求に応えられる職員（社教主事、司書、技術職員等）

運営のために必要な職員（事務、専門職、業務職等）

(4)運営 ア. 自由公開 イ. 無料化（市民会館部分除く）

ウ. 市民の参加 エ. 事業（市民要求に応える事業、働きかける事業）

6. 施設の内容 省略

尚、本計画は、基本設計段階で更に細かくされたが、その目次及び特に変化のあった部分
のみをあげておく。

仮称 福生市民文化会館（市民会館 公民館）計画—もくじ—

1. 設置の意味

(1) 背景としての理論 (2) 建設の必要性 (3) 文化・福祉施設の体系

(4) 施設の性格と他市の状況

2. 基本計画

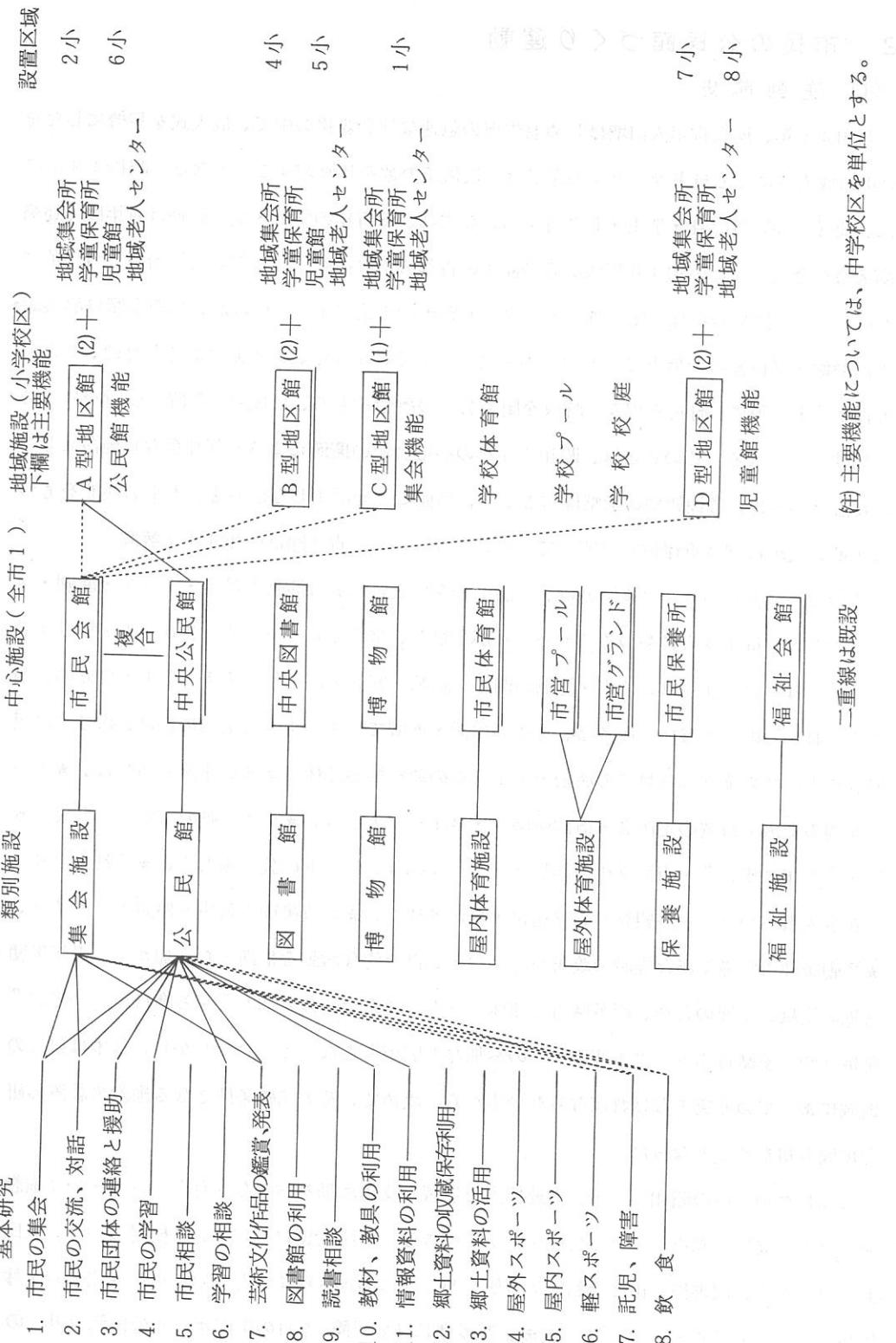
(1) 施設の性格と意味・役割・機能 (2) 計画の前提（将来人口 65,000～70,000 人
を目やすに）(3) 利用の形態と予測 (4) 設置と容量・備品 (5) その他（周囲との関
連等・機能図・動線図）

3. 管理

(1) 運営形態（運営方針・考え方・事務事業）(2) 事務と職員

(3) 職員組織と採用計画 (4) 条例規則関係

社会教育機関施設體系



(注) 主要機能については、中学校区を単位とする。

二重線は既設

2 市民の公民館づくり運動

(1) 運動前史

昭和41年、流入青年人口増はじめ福生市の急速な社会変化の中で、成人式を契機にしたその年の成人者による自主サークルの発足は、以後その数を年々増すこととなる。昭和43年には、地元・地域外出身・学生・勤労青年等の参加による青年の学習・文化活動は青年団体連絡協議会を発足させ、昭和40年代からの福生の青年の主な活動となっていく。当時、慢性的に不足していた活動の場は、生活改善センター（現市役所第二庁舎）のほか、旧西多摩自治会館・町内会館・学校施設を借りてのものであった。そこで、43年、青連協による“町のこれからと青年”を主眼に、町長を招き「町政を聞く会」の機会をもち、公民館の設置の要望をはじめて出すこととなる。このことは、昭和45年の福祉会館の開館による一部社会教育施設としての設置となるが、各種態勢の未整備などから、当面ここを活用しながらも、本来の機能をもつ公民館の実現に向け青連協で研究していくこととなった。青年団は昭和44年解散。

このころ、青年のサークル活動は、生活学習を柱とした総合活動と音楽・ダンス・演劇・スポーツなど、毎年成人者がつくるサークルが発足し、常時10サークル、200人が活動するところとなった。前者は、仕事・労働の問題、結婚・家庭の民主化、希望・自由・自立の問題からこれからの生き方へ。後者は、青年の生活・地域での手づくりの文化にむけ、総じて自己形成や主体性の確立にむけての活動である。この連絡協議団体である青連協の活動は、★サークル間の交流（毎週の定例会・宿泊研修会・スポーツ大会）、★日常活動の市民への発表（6回の“青年の集い”・市民文化祭参加・サークルのコンサートの公演協力）、★活動のPR（新成人者へのサークル紹介パンフ送付・ほか各種）、★育成援助（新生・停滯サークル）、★活動条件の整備（既存施設の改善要求）など、自発的な活動を整備した。加えて、青年集団活動の質量の発展のため、西多摩青年団体リーダー研修会への参加（“西多摩青年のつどい”発足）や三多摩青年サークル連絡会への参加など広がりとなっていた。しかし、基本は自らの地域にあっての充実でなければならない事から、改めて、その基礎条件となる施設の設置の研究に取り組むこととなった。

こうした動向後の昭和47年、青連協内で学習と文化活動をおこなう有志メンバーで「施設研究会」が発足。都市における公民館のあるべき姿と、法的裏付けについて検討しつつ、公民館だけでなく、図書館、市民会館、体育館、及び二つの地区館を含む「福生市民文化施設全体構想」をまとめることとなった。戦後、西多摩には公民館（日の出旧ホール公民館以外）の設置がないため、都市公民館のイメージのふくらみにむけ、三多摩公民館のさきがけ（「公民

館三階建構想』=都市住民の自由なたまり場・集団活動の拠点・“私の大学”の理念を打ち出した)国立市公民館の見学へと進むこととなった。

(2) 公民館づくり運動の展開

昭和48年5月、青年・婦人活動のリーダーと文化社会教育活動に携わっている22人の市民が集まり、ふっさ「公民館を創る市民の会」が結成された。そこでは、★福生の学習・文化活動を高めるために、コミュニティの中心となる施設である公民館づくりを、住民が主体となって進めて行く。★会を“ミニ公民館”的な場=公民館についての学習ができ、住民同士が交流を計れる一にしてゆくと共に、できる部分から行動もしてゆく。★財源は、当分の間参加者のカンパでまかなう。★会に事務局を置くなどのことがきまった。また、市の市民体育館建設のめどが立つ中、次の公民館の実現にむけ、じっくりと計画をつくっていこうという話し合いもされた。

この年の10月から東京都教育庁発刊の「新しい公民館像をめざして」などを使って各種学習をスタート。他市の団体との交流や市民文化祭参加、公民館のことを“ふっさっ子”に連載、社会教育委員2人の会への参加を含め、この間、事務局からは機関誌「公民館だより」を16回発行を見ている。

昭和49年当初、これら学習・交流の成果に基づき、市民の会の統一要求として、“福生市総合基本計画”に公民館構想を盛り込むよう要望することとなった。これは、「公民館の意義と役割」「職員の配置」「必要な設備・備品」「住民参加の運営について」に亘るもので、教育委員会、社会教育課へ提出。この要望書は、教育委員会内で検討されたが、公式に意味をもつために、市民会館要望も強い中、議会への請願書の提出となる。

『公民館の早期建設及び地区館の設置に関する請願書』 一引用

私達は、教育委員会の開設する学級・講座あるいは自主グループの活動で、福生市に公民館が無いためにへん不便を感じています。近年の福生市における都市化の進行は、住民同士の地域連帯性(コミュニティ)の破壊をもたらした反面、青年・婦人をはじめとする各種の文化活動の高まりが見られます。さらに、健康で文化的なよりよい生活を営むために、解決を要する問題はより複雑化し、それについて学習要求もいっそう多様になってきています。ところが、現存する市民会館(旧館)・福祉会館・地区集会所では、様々な面で限界性が多く、これら諸要求に応えきれなくなっているのです。公民館が、既存の集会施設と基本的に異なる点は、

(1) 公民館運営審議会が設置されていること。

(2) 市民の活動を保障し、相談にのってくれる職員がいること。

以上の二点をふまえ、一日も早く、福生市に経スポーツ・演劇・音楽・ダンス・映画・読書会など、様々な文化活動や学習会、講演会ができる公民館を建設するよう要望すると共に、住民にとって、より身近なものとするため、複数の地区館の建設をも併せて要望するものです。

昭和49年5月

以上、署名1,180人をまとめ、6月議会に提出、50年9月議会で採択された。

この間“公民館のイメージづくりパンフ”をつくり、市民へ公民館の必要性をピーアール。また、オイル・ショック後の自治体財政の危機のおり、予算化が危惧されるなか、福生市文化連盟から『市民会館及び公民館建設の予算化促進に関する嘆願書』が出されたことなどにより、50年3月議会において、50年・51年度にわたる建設への予算化がされる。このころ、関東米軍基地の横田集約化による防衛庁の周辺地域民生安定補助金が公民館建設に対し出るよう法改正となる。市民の中で、防衛補助による会館の建設は不健全の意見もあったが、財政難の中で建設するためには、次善の方法であり、何よりも市民のコミュニケーションの場であり、学習権の保障とまちづくりのための拠点であることを確認合意し、建設が進められることとなった。51年4月、議会に「(仮称)市民会館および公民館建設特別委員会」が置かれる。また、設計業者も決まり、基本設計第一次案で市民の会に意見が求められる。次いで二次案から12月議会では“市民会館・公民館”併設の基本設計が決まり、建設が始まる。同時に、公民館保育室の研究・委員会傍聴など行われた。

昭和51年3月、これまでの研究・行動の集約となる『職員配置および運営に関する要望』が教育委員会に提出された。それが、以下の10項目要求である。

要望1 公民館職員の任用に当たっては、公民館主事の専門性と本来的な任命権（教育委員会にあり）とを尊重する。

〃2 午後5時以降の専門職員の常駐を望む。併せて、午後10時以降の延長も充分考慮されたい。昼・夜間とも必要に応じて、“保育者”的配置を希望する。

〃3 館長の任用に当たっては、住民の意見を尊重し、身分の常勤化・専任化・専門性の尊重をはかる。（社教法27・28条）

〃4 公民館職員の任用に当たっては、都からの“派遣社会教育主事”は採用しない。

〃5 公民館の使用料は、住民に対して無差別に無料とされたい。

〃6 公民館予算の充実を計られたい。

〃7 社会教育関係団体の認定は、届け出による自動登録制度にし、当該団体への補助金を

少額化する。

要望8 公民館報は市民の手で編集。

〃 9 公民館運営審議会の委員選任に当たっては、社会教育法に則り、市民一般に広く参加を求め、市民主体の運営原則を厳守されたい。

〃 10 住民参加の公民館使用規則検討委員会を設置する。
以上のように要望は、サポート・ノーコントロール（援助すれども統制せず）を原則としていた。

次に、市民にとり最も基礎的な要望の一つの公民館使用料の無料化について、昭和51年9月、『（仮称）市民会館および公民館の使用料に関する陳情書』が1,268人の署名添付で市議会に提出される。以下、引用すると、

『一前文略一　さて、私達が陳情しようとすることは、現在建設工事が進行中の（仮称）市民会館および公民館の使用料について「原則無料・一部有料」についてでございます。財政逼迫の折柄、難しい問題であると存じますが、社会教育法第20条にもありますように公民館の目的から考えますと、その使用料は原則無料であることが望ましく、これが実現されれば、ひとり利用者だけではなく、市民に大きな反響をおよぼし、福生市民がうける市の恩恵もなお一層増幅され、これにより、公民館活動が活発化することは間違いないものと思います。

立派な施設を建設して頂き、それだけでもありがたいことありますが、更に、その上を望むことの無理を承知で、福生市を真の文化都市にするため、そして、公民館が本来の目的である「人づくり・まちづくりの拠点」となるために、下記により「原則無料化」を是非ともよろしくお願い申し上げます。

1. 市民が、営利を目的としない教育・学術・文化の活動のための使用の場合は、その使用料を無料とされたい。

2. 市民が、ホール利用の場合。◎前項の三条件を具備する場合は、無料若しくは減額措置をされたい。

3. 小ホールの部分は、公民館の一部とされたい。

4. 福祉会館の二・三階部分を、公民館の一部とされたい。

昭和51年9月1日』

この陳情は、昭和52年3月議会で、第一項目のみ採択。2～4項目については“趣旨は活かす”として不採択となる。以後、「原則無料」は、公民館条例第11条の除外規定で実現。他の項目も一部実現となる。

(3) 私達の生活・学習・教育

前記の運動における本旨は、自らの生活課題を学習し、これから私達の生活、まちづくりにむけること。公民館・市民会館の本体工事が進む中、「申請市民大学講座」を社会教育課にもちかけ、実施することとなる。社会教育とは、学習とは、実際生活に即するとは、何かを明らかにすべく、①公費開設 ②公募により、誰でも参加出来るようにする。③学習内容編成は自分達の手でやる。社教課は、①講師謝礼を措置 ②誰でも参加できるテーマづくり（協議）と公募 ③市民大学講座として“プログラム準備会”をもつことで実施。

男女青年（学生・勤労）から有職の若い婦人・中年婦人・成人男性など様々な市民の参加の中、学校教育に無い、おとなが“どう生きるかをおさえるような学習”を、それぞれの人生の経過から職業・地域の自然・P T A活動・安全食品にわたり語ることから始まる。講師の小林文人氏（東京学芸大学教授）は、“本物の自分の生活と結びついた学習”“ナマの生活を語れる人のつながりと問題の共有化”を改めて語り、また、公費で学ぶ人達の社会的な責任を話し合うことで、講座終了後記録集を発行することとした。参加者自らの検討による学習内容づくりは以下のようになる。

『私の生活課題』 事例Aさん（生きかたがどう形成されたか）

事例Bさん（子供のためから私のために・学習への動機づけ）

『学習とは、教育とは』 講義（戦前・戦後における学習・教育の原理）

『60年代 高度成長期の学習』 講義（地域開発・都市化と学習）

『70年代 現在の学習行動』（当日の話し合いで）

『私達の学習』（集団学習・その学習目標と活動）—各グループの事例から—

『学習権を公的に保障するとは』 講義（権利構造と社会教育行政の在り方）

『公民館における学習権の保障』（公民館運営に関する“10項目要求”的検討について）
以上のプログラムである。膨大な“生活・学習・教育”的学習において、以下その一部を記すことにとどめる。

「体にしみついた日本人の教育觀」は、学校教育が、拘束・強制・義務として、受けねばならないものとしてあったようである。教育基本法第一条は「人格の完成を目指し・・・、真理と正義を愛し・・・」とあるが、戦後の教育改革からどれだけ自らの形成のための教育となってきたかを講師の『能力と発達と学習』と題す勝田教育学の引用から。

「学習とは、主体が（自然的・経済的・社会的）環境との相互作用の中で、適応の過程を繰り返しながら、自らの行動を変革し、新しい能力を形成すること。」とし、四つの能力を上げ

- (1) 認識の能力=自然や社会・歴史を科学的にとらえること。
(2) 社会的な能力=いま、子供の中で優等生が社会的能力に欠ける場合がある。いつも自分が世界しかもたない優等生が来ると、シラケてしまう。約束を守り、協力し、そしてお互いに支えるなどの社会的能力が大切。学校は、受験体制の中で、こうした力をつけて断片的知識の訓練だけに終わっているのでは。

式典の開会 (1)

- (3) 労働の能力 (4) 感応と表現の能力

そして、全ての人に能力の発達の可能性が尊重されなければならない。“学習の無いところに教育は無い。”“公民館の主体は住民であり、社会教育の本質は国民の自己教育でなければならない。”“地域の中で学習の輪を広げていくことで学習を自覚化していく層が広がることの期待”“学問や科学が単に大学や研究者のものにとどまらないで国民全体のものになっていくこと”である。以上、市民にとって最も基本的なこととなる“生活・学習・教育”についての学習は、文集“すずかけ”一集・二集にまとめられた。

3 市民会館・公民館（会館）の建設・態勢づくりから開館へ

以上見てきたように、市民会館・公民館に関する施設計画は、1. ◎教育行政における社会教育計画の策定と、◎市の基本構想をなすコミュニティ構想において具体性をもつこととなる。2. また、市民による公民館の構想とその実現への運動により、その結果は、3. 議会の公式決議と建設特別委員会の設置を見て、以下のように建設がすすめられた。

- ◆経過 S 50. 1. 29 市民会館補助事業等実行計画書提出
S 50. 3月 仮称福生市民会館建設費 668,765千円計上後、減額補正し、
決算額 499,399千円
S 51. 12 市議会 仮称市民会館及び公民館建設特別委員会 選任 10名、以後 50
年度 7回、51年度 8回の会議、視察によって調査研究がすすめられた。
S 51. 8. 25 設計業者 3社に競争設計させ、市関係職員 25名で説明を聞き、検討の結果、株式会社 岡設計に決定。（この間、基本設計のため、防衛施設庁との協議、議会関係、市民団体意見等、各種打ち合わせ会）
S 51. 11. 23 基本設計最終図面決定〔12～1 旧市民会館解体、整地工事〕
S 50. 2. 17 入札（競争・時合）
S 51. 4～52. 3 市民会館・公民館開設準備委員会（関係課長・係長 24名・全 12回）

S 52. 6. 1 公民館開館 6. 29 市民会館開館 開館記念行事

◆建設経費 1,800,155千円（駐車場除く）
内訳 1,559,626千円（本体工事費）

(1) 会館のあり方

会館の性格と機能及び会館のはたす役割については、開設準備委員会において検討されたが、ここでは、問題として検討された主要な点を上げまとめとする。

併設機関の管理

併設機関は、管理上の合理性が追求できるメリットがある反面、それぞれの機関が持つ本来的機能があいまいになり、専門的機能が充分発揮できず、相殺し合うというデメリットが指摘されている。一般に市長部局で管理する市民会館と、教育委員会が管理し、社会教育機関（建物・教材・教具・資料・職員機能のあるもの）としての公民館とでは、①法令上（市民会館は法上の用語でなく、地方自治法第2条第3項によるが、公民館はこの他社会教育法に管理運営について細かい規定がある。）②実態上（例えば、職員・管理・運営の考え方等）かなり大きな差がある等である。しかしながら、これらの差は、運営方法によってはプラスに転化できる部分が多いのではないかということで、次のように考えられた。

1) 目的 「・・・教育・学術・文化・勧業に関する施設を設置し若しくは管理し、又は、これらを使用する権利を規制し、その他教育・学術・文化・勧業に関する事務を行うこと」という自治法の規定は、社会教育法第20条の公民館の目的「・・・実際生活に即する教育・学術及び文化に関する各種の事業を行い・・・」を含んでいると考えられている。従って、問題となるのは、公民館の持つ固有の機能と目標がどのように果たされるようにできるかという点にある。一面でそれは、文化の持つ自由（没価値的性格）と、教育の持つ方法（価値追求的性格）とが、共存できればよいし、逆にそのことが相互にプラスの影響を与える可能性があるのではないか（例えば、活動内容の規制と自由の問題等で）

2) 機能 ア. 市民会館の貸しホール（貸施設）機能と、公民館の貸施設機能との間には、第1に利用対象（市民等と、一定地域内住民=市民）のちがいがある。第2に、前者が有料を前提とする選択的利用を予測しているのに対し、後者は無料を前提とする生活必需的利用を予測している。第1点については、公民館利用の市民外を有料とすることで、第2点については、公民館の設置目的に合致する活動以外の活動（営利・政治・宗教活動）を有料にすることによって、処理できる。従って、全体としては、何にでも・誰でも・いつでも使える型をと

った。

イ. 公民館における社会教育活動に対する奨励援助機能についても、同上の範囲内で行われるが、大小ホールの完全有料化にともない、会場借り上げをして援助していく型になっている。また、会館の利用者に対する一般的な意味での指導や助言は（活動内容や方法に係わることではない）、全館に共通し、全職員によって教育的視点から行われる。公民館活動に関する部分は、公民館主事の仕事である。

ウ. 事業面からいえば、第1に多様な住民の要求が、様々な型で目にふれ・出会う場と集まる場として、様々な情報（物・人・機能）があったほうが有利である。第2に芸術文化の鑑賞と創造は、識ることとやることの両面の中で高められる。自己の中で、受容と創造が統一されること、即ち、学習の中にある知識と能力の形成が、感動（意欲）と一緒になるところから行動（生活化）が生まれるという意味で、一人の人間が分断されずに進めることができると可能性がある。

3) 組織及び職員としごと

会館の事務の主要項目を分析すると、管理（維持管理事務及び庶務事務）と事業（運営・事業事務）に分けて考えられる。〔*詳細分類は S 5 2 公民館紀要 P 10 ~ 11 表参照〕

これらの事務は、それぞれ高い専門性と接する人の多さという点での人間性が要求されるが、殊に、管理関係での機械類及びホール運営・出納事務・事業関係での公民館事務は、専門的な事務となる。従って、基礎にある一般知識能力と専門的能力が、充分発揮できる体制をつくるため、管理係と事業係の区分となった。

管理係は、物の管理と市民等の利用の受付である。この部分は、全館共通である。市民による公民館活動は、2ヶ月以内の一括受付が特例として認められているが、受付日等の優先受付制度はない。これは、学習活動の継続性を大切にしようとしてのことである。いわゆる団体登録はない。使用申請書毎の一件審査である。各室とも使用について団体間調整もおこなう。管理係は、大小ホールについて運営管理を行なう。主催者、使用者指導等である。

事業係は、従って、公民館事業（計画・調査・奨励援助・事業実施）と、大小ホール（市民会館）の芸術文化鑑賞事業が分担事務となる。

勿論、この型の管理運営には問題がないわけではない。第1に、教育機関独立の原則から、第2に、逆に文化活動の自由の原則から等である。これらの問題には、またそれぞれ検討を要する条件と実態がある。それらをプラスに作用させる努力が、不斷に必要とされるであろう。

(2) 会館の管理運営方針

以上のような考え方に基づいて、会館の管理運営方針を次のようにとらえ、具体化するための努力をすすめることとする。

I) 会館は、基本的には多様な文化諸活動に対応しつつ、(市民会館)教育機関としての公民

館の機能を果たしていく施設である。従って、会館はその施設・設備・職員機能を通じ、

1. 市民の出会いの場、識りあう場、コンセンサス(市民的合意)を得る場——ひろば——
2. 集団活動の拠点——よりどころ——
3. 人間(市民)としての向上の拠点——市民の大学——
4. 芸術・文化・娯楽の鑑賞と創造の拠点——劇場・音楽堂・公会堂の役割を果たすもの。

II) そのために利用者(全市民)を含めて会館は、

1. 市民が来やすいところでありたい。

人が集まってくるためには、興味や関心のある“情報”があることが必要である。この場合“情報”とは、第1に「もの」がある。施設や設備等会館にある「もの」が興味や関心をひくものであることが必要である。第2に「ひと」がある。職員や利用者等会館にいる「ひと」が興味や関心をひく人であることが必要である。第3に「機能」がある。事業や働きが興味や関心をひくことが必要である。これらの「もの」や「ひと」や「機能」は、様々に組み合わさって情報となり、人々に働きかけるであろう。

2. 市民にとってプラスになるところでありたい。

プラスになるとは、知識や能力が自分のものになる、即ち学習が意識するしないに拘わらず存在することである。自分が“真”“善”“美”と感じて帰ることができる状態があることが必要で、そのため見たり聴いたり、ムードとして“感じる”ものから、“形式的な教育”の場に至るまでプラスになる何かが受け止められるところでありたい。

3. みんなで“創造”していくところでありたい。

自分(利用者=市民等)が主体者として参加し、内容を創っていくことがどの活動にとっても必要である。鑑賞事業の中にもそれがあるはずである。そして、そのことは必然的に連帯と協力をともなうものであろう。

III) 整備の方針

1. 物的整備
- 外観及び内部施設、設備等を通じて“もの”に対して要求されるものは、美しさ、安全性、快適性、機能性といった点である。従って、美的であること、安全で快適であること。それ

ぞれの“もの”がそれ本来の機能を充分に発揮できる状態にしておくことを利用者の協力を得つつすすめるものとする。

2. 人的設備

職員を含め、勤務する者は、接触する全ての場面を通じ、無差別平等の原則と学習の自由権、社会権に基づく要求に教育的に応えることが必要である。“教育的に応えることの意味は、相手の状況に応じ、相手に“プラス”になるものを提供することである。それは、相手の言うことをそのまま受け入れることではなく、また、相手に自分をおしつけることでもない。教育の場においては“偉大なるものへの尊敬”が指導原理となるからである。従って、専門的パートを含め、研修が必要とされる。

3. 機能的整備

会館の機能は“もの”と“ひと”とが一体となり、相手に働きかけ相手から働きかけられる相互交渉の中で、人間的に成長し文化を創造していく作用である。従って、情報ができるだけ相互伝達されるシステム及び参加のし易さと質の高さ（内容が難しいことではない）が要求される。更に、社会教育の場は何を目指し、何に向かって組織化されているかが常に検討され、理解されていかなければならない。

4. 共通する点

整備に当たって共通する視点は、目標達成への効率の問題であるが、それは有限の資源をどう有効利用するかということでもある。経費、労力、資材、エネルギー等の効果的使用が価値判断を含めて検討されなければならない。

IV) 主要項目目標

1. 総 体

ア. 市民とともに創る会館の中心的方法は、利用者の意志をもとにし、館の意志を反映させ、みんなの協力の中で創られることが理想となる。そのためにあらゆる機会や場を通じてコミュニケーションを行うものとする。具体的には、館（職員）対個人、集団との直接的な話し合いを基本にし、各種会議、アンケート他さまざまな方法を通じ、基礎的資料の確保に努める。

イ. 館は一部利用者の負担があるとはいえ、多くの税によって管理、運営される。従って、その公正な執行が必要であり、そのため第1に利用価値の高さ（利用者数の多いことのみならず、プラスになる質的深さ）、第2に合理性（目標達成と経費の関係）、第3に公平と機会均等性の確保が要求されよう。市民的な合意のもとに、充分な機能が発揮できるよ

うにおこなうものとする。

2. 物的整備

- (1) 外観 庭や駐車場を含み、「あたたかみのある美」を基本に整備していく。
- (2) 各室 安全性と機能性及び快適性、インテリア等を考え整備していく。
- (3) 設備 備品、教材、教具、資料等が利用者にとり効果を生み出し易いよう研究・整備。

3. 人的整備

- (1) 職員 常勤、非常勤、委託、臨時職員が充分に館の目標の理解とそれぞれの専門的な知識・能力・技術的力量を延ばしていけるよう研修と研究をすすめる。
- (2) リーダー それぞれのリーダーが館の教育主体として行為するよう理解と協力を得る。

4. 機能的整備

- (1) 獎励・援助 援助に関する基準の判定をすすめる。
ア) 情報の交換 多様な方法を使いつつコミュニケーションルートを整備する。
イ) 人的援助 各種相談に応じ助言し、外部講師・助言者の紹介や派遣をすすめる。
ウ) 施設利用 公平性の原理と利用者の使い易さの研究をすすめる。
エ) 教材・教具・資料の提供 最も有効な利用をひろめる。
オ) 共催・後援 基準に沿ってすすめる。

- (2) 事務上の援助 同僚間上の取扱い・規則執行・会議開催等の事務的支援
- (3) リーダーに対する援助 日常的援助とリーダー研究の場をつくる。

(2) 主催事業

ア) 基本形態として

- ①リーダー研修 ②動機づけのための学級・教室 ③系統学習としての講座 ④活動の発表としての大会等 ⑤芸術文化鑑賞事業 の 5つの形態。
イ) これらのそれぞれの場のうち ①館が全面的に参加者の協力を得てすすめる事業 ②市民団体の協力を得てできるだけ参加者が行う事業の 2つが、相互に効果的にすすめられるようにし、館が行う事業の意味を明らかにしていく。

- ウ) 学習内容については、学習主題の選択に留意し、全年齢層に対応しつつ、特に自然科学的視点を加味した学習内容の設定及び参加者が共通の課題として学習すべきことを明らかにする。

- エ) 各事業の目標(狙い)、内容、方法を明確にし、企画・実施・評価の各段階での参

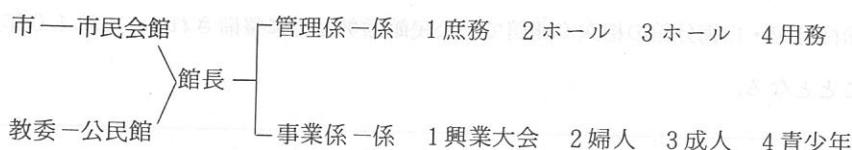
加者の参加及び主体性の伸長に留意しつつすすめる。

オ) 各事業の活動の結果を集約し、より豊かな事業の形成をめざす

以上の管理運営とその方針をもって、福生の市民会館・公民館の活動が開始されることとなる。以下は、開館当初の組織・人員及び会館使用・運営の基礎条件と主催事業・予算等についてである。

(3) 開館時の組織及び運営・実施能勢

①会館の組織及び運営基礎条件



- ・夜間臨時職員 (午後5時～10時) 1名
 - ・警備員 (午後5時～翌午前9時) 1名
 - ・清掃員 (午前8時～午後5時) 5名
 - ・音響・照明委託員 2名

休館日 火曜日・祝日の翌日（この日が火曜日にあたるときはその翌日）年末年始

開館時間 午前9時～午後10時

使用区分 午前 9 時～正午 夜間 午後 5 時 30 分～午後 10 時

午後1時～午後4時30分 全日 午前9時～午後1時

使用手册 宝莱德有限公司·宝持资·宝会安 8 月 1 日 版本 1.0

- ・大・小ホール 使用する日前 6 カ月の属する月の初日から使用日の 15 日前まで
 - ・その他集会室等 使用する日前 1 カ月の属する月の初日から前日まで

② 経費資料

福生市一般会計予算

歳入 市民会館使用料 15,081千円 歳出 市民会館管理費 11,718.2千円

公民館使用料 50 元 公民館管理費 47.94 元

食堂使用料 5.1.0 “ (村民公館開館記念行事費 5.1.0.5)

食堂半熱水費使用料 1,000c.u.

文献阅读与批判——批判性思维与写作

歳入 赤電話使用料 146千円 総収益額 6,834,736千円

教育費 1,610,286千円

社会教育費 147,975千円

③公民館主催事業 少年5コース 青年8コース 婦人3コース 成人一般23コースでス

タートすることになった。

このように、各種の検討、計画化、態勢づくりの結果、福生市民会館・公民館の歴史の幕開けとなり、年度計画においては、その管理運営計画に基づき実施となる。また、昭和54年・55年の松林分館・白梅分館の相次ぐ開館で、公民館態勢は更に整備され、ここに10年の歴史を刻むこととなる。

会館施設概要

名 称	福生市民会館・公民館	位 置	福生市福生2,455番地
敷地面積	4937.07m ²	建築面積	3347.895m ²
延床面積	6771.253m ²		
構 造	鉄筋コンクリート造一部鉄骨鉄筋コンクリート及鉄骨造・地下1階地上3階建		
地下1階	リハーサル室・控室 1. 2. 3. 4. 機械室	1. 2. 3. 4. 機械室	1. 2. 3. 4. 機械室
1 階	大ホール・音楽室・視聴覚室・美術室・調理室・児童室・展示室・事務室・食堂	大ホール・音楽室・視聴覚室・美術室・調理室・児童室・展示室・事務室・食堂	大ホール・音楽室・視聴覚室・美術室・調理室・児童室・展示室・事務室・食堂
2 階	小ホール・第1. 第2集会室・特別室	小ホール・第1. 第2集会室・特別室	小ホール・第1. 第2集会室・特別室
3 階	第3. 4. 5. 6. 7. 8. 集会室・資料室・団体事務室	第3. 4. 5. 6. 7. 8. 集会室・資料室・団体事務室	第3. 4. 5. 6. 7. 8. 集会室・資料室・団体事務室

